

参考文献

一、政府報告

中華人民共和国国家工商行政管理総局商標局、商標評審委員会『中国商標戦略年度發展報告（2011）』11-12頁

国家工商行政管理総局商標局 『2009年商標年鑑』中国工商出版社，2010

国家工商行政管理総局商標局 『2010年商標年鑑』中国工商出版社，2011

国家工商行政管理総局商標局 『2011年商標年鑑』中国工商出版社，2012

二、学術著作物

北京市高級人民法院知的財産権法廷 『北京法院商標難事件についての裁判官の論評2011』法律出版社，2012年

北京市第一中級人民法院知的財産権法廷 『商標権の確定をめぐる行政審判に関する難題の研究』知識産権出版社

卞耀武主編『中華人民共和国商標法解釈』法律出版社，2002年

曹中強主編『中国商標報告』第2巻，中信出版社，2005年

黄暉 『商標法』法律出版社，2004年

孔祥俊 『商標と不正競争防止法—原理と判例』法律出版社，2009年

中国人民法学会知的財産権法教学研究センター、中国人民法学会知的財産権学院「十二カ国商標法」翻訳チーム訳 『十二カ国商標法』清華大学出版社，2013年

楊黎明、楊敏鋒 『企業の商標トータル戦略：運用、管理、保護』法律出版社，2010年

中国科学院知的財産権センター、中国知的財産権研修センター編 『専利法、商標法改正の専門研究』知識産権出版社，2009年

中国知的財産権法学会研究会 2012年年会、知的財産権法改正フォーラム論文集

三、専門論文

曹新明「商標冒認出願の正当性に関する研究—「樊記」商標冒認出願を例に」

『法治研究』2011年第9期

陳輝「商標冒認出願に赤信号——深圳貿易会社の不正登録商標67件が取消しに」『中華商標』1998年第4期4頁

程曉梅「日本特許庁商標審判概覧」『中華商標』2011年第1期

程永順「相手先ブランド生産における商標権侵害問題」『中華商標』2008年第12期

鄭宏光「商標の受動的使用行為の誤解を正す」『知識産権』2011年第7期

方双復「海外から委託された相手先ブランド生産における商標権侵害行為の認定」『電子知識産権』2006年第12期

馮曉青「未登録商標の先使用権及び登録商標不使用の場合に賠償をしない制度についての研究—我が国商標法最新改正草案中の2つの重要問題について考えること」『中国知的財産権法学会2012年年会、知的財産権法改正フォーラム論文集』

馮曉青「企業の商標登録に関する若干の問題についての検討—商標冒認出願問題もあわせて」『塩城師範学院学報（人文社会科学版）』2001年8月

馮曉青、劉友華「「商標法」第三次改正の重要問題に関する研究」中国科学院知的財産権センター、中国知的財産権研修センター編『専利法、商標法改正の専門研究』知識産権出版社（2009年）

馮曉青、羅曉霞「先使用により一定の影響力を有する未登録商標の保護に関する研究」『学海』2012年第5期

黃暉「商標の登録、使用、共存についての信義則の適用を論ず」未発表

黃匯、謝申文「商標受動的使用擁護論への反論」『知識産権』2012年第7期

蔣志培、孔祥俊、夏君麗「「登録商標、企業名称と先行権利が衝突する民事紛争事件の審理についての若干問題に関する規定」の理解と適用」『人民司法』2008年7月

孔祥俊「我が国現行商標法律制度の若干の問題についての検討」『2011年中国商標年鑑』

孔祥俊「我が国商標と司法の8つの関係について論ず」『知識産権』2012年第7期

黎運智「自然人による商標登録制限の弊害」『現在経済情報』2008年第2期

李明徳「中日著名商標保護比較研究」『環球法律評論』2007年第5期

李茜「他人がすでに使用しているが一定の影響力を生じていない商標」は登録可能か—浙江力宝高新材料股フエン有限公司が商標評審委員会、武漢市、武漢市科達雲石護理材料有限公司を訴えた商標登録異議申立再審査行政事件を論ず」北京市高級人民法院知的財産権法廷編『北京法院商標難事件についての裁判官の論評2011』法律出版社（2012年）

李揚「商標法における先行権利の知的財産権法的解釈」『法律科学』2006年第5期

李揚「我が国における商標冒認出願の法的境界の再画定」『法商研究』2013年第3期

李穎怡「商標冒認出願現象に対する反省」『法学評論』1999年第5期

林鴻姣「海外相手先ブランド製造と商標権の地域性」『中華商標』2005年第5期

凌国良「自然人による商標登録出願手続についての諸見解」『中華商標』2007年第6期

劉胤穎「商標は生産経営のニーズに従って登録出願すべき—「ERE」事件から「商標法」第4条の商標争議事件への適用について考える」『中華商標』2010年第4期

劉曉軍「「商標法」第31条中の先行商標が「すでに使用されかつ一定の影響力を有する」についての判定」『中国専利と商標』2008年第4期

劉曉軍「「商標法」第10条第2項の地名商標に関する問題の研究」『中国専利与商標』2012年第1期

劉燕「商標冒認出願行為の分析と防止」『政法論壇』2010年第9期

蒙律廷「商標権主体「その他の組織」についての理解」『中華商標』2007年04期35頁

潘偉：「無償支給原料委託加工（来料加工）は商標登録を維持するための使用態様たりうる—宏比福比有限公司が商標評審委員会、温克勒国際有限公司を訴えた商標取消再審査行政事件をもとに」北京市高級人民法院知的財産権局編

『北京法院商標難事件についての裁判官の論評 2011』法律出版社（2012 年）

銭江「海外相手先ブランド製造（OEM）と商標権侵害」『浙江工業大学学报』（社会科学版）2008 年 12 月

上海知的財産権研究所「事例報告：OEM 中の商標使用が商標法第 31 条の立法趣旨に適合しない場合」上海知的財産権研究所ウェブサイト

孫海龍、姚建軍「著名商標の指定区分を超えた保護に関する法律適用—「尼康（ニコン）」商標権侵害事件の分析」『中国発明与専利』2011 年第 9 期

汪沢「相対的理由に基づく審査における取捨の弁別」『中華商標』2007 年第 9 期

汪沢、徐琳「中独商標国際セミナーのまとめ」『2010 中国商標年鑑』

汪沢、徐琳「商標登録制度下の先使用商標に対する保護についての比較研究報告」『2011 中国商標年鑑』

汪沢、徐琳「商標登録異議申立制度の比較研究報告」『2011 中国商標年鑑』

王東勇、儀軍「冒認出願された未登録商標の先使用についての司法認定—「索愛（ソニーエリクソン）」商標事件」を論ず」『電子知識産権』2011 年第 7 期

温海星「日産 INFINITI 商標の登録、出願状況から考えること」『中国工商報』2012 年 12 月 20 日

文学「悪意の商標登録異議申立行為とその対策」『中華商標』2000 年第 9 期

文学「先行商標権に対する保護—「商標法」第 31 条の理解と適用も踏まえて」『中華商標』2004 年第 3 期

文学「革新か改良か：商標法相対的理由審査制度の改革」『中華商標』2008 年第 5 期

夏志沢「「蜡笔小新（クレヨンしんちゃん）」商標の他人による悪意の登録と使用に無効かつ権利侵害の判決」『国際商標通説』2012 年 6 月

謝冬偉「商標登録出願の主体の資格」『中華商標』2006 年 12 期 44 頁

徐琳「先行著作権の認定における著作権登録証明書と商標登録証の証明効力」『中華商標』2012 年第 7 期

楊敏「「HYSTERC」商標行政紛争事件から「商標法」第 31 条適用について再考する」『電子知識産権』2010 年第 11 期

易健雄「OEM 商標権利侵害紛争処理における態度の選択—「結果から出発する」という考え方に従う」『知識産権』2009 年第 3 期

著者不詳「最高人民法院：悪意の冒認出願、「傍名牌」等の商標権侵害行為の抑止力を強化する」『工商行政管理』2011 年第 23 期

原琪：「商標分野のホットイシュー」中南財經政法大学知的財産権研究センターウェブサイト http://www.iprcn.com/IL_Xs_jt_Show.aspx?News_PI=2409

張康、汪霞「商標権は財産権の基本的性質に回帰すべき—「商標権」第 4 条の改正を論ず」『中華商標』2012 年第 7 期

張俊琴「英国商標審査新政策」『電子知識産権』2008 年第 3 期

張娣「日中商標冒認出願の状況を理性的に扱う」『中国知識産権報』2012 年 3 月 28 日

張玉敏「海外「相手先ブランド製造」商標権侵害紛争における法律適用」『知識産権』2008 年第 4 期

張玉敏「商標制度建設において使用が果たす役割—商標法第三次改正にあたって」『知識産権』2011 年第 9 期

張沢吾「OEM の知的財産権の責任帰属」『中華商標』2005 年第 10 期間

鄭寧「日中商標冒認出願防止関連法制度の比較研究」中国政法大学 2011 年修士学位論文

鐘鳴、陳錦川「悪意の冒認出願制止に関する商標法規範体系及びその適用」『法律適用』2012 年第 10 期

四、関連判例

YKK 株式会社が中華人民共和国国家工商行政管理総局商標評審委員会を訴えた商標登録異議申立審判行政紛争事件、北京市第一中級人民法院（2012）一中知行初字第 2 号行政判決書を参照

常州誠聯電源製造有限公司と国家工商行政管理総局商標評審委員会、常州市創聯電源有限公司商標取消行政紛争事件、最高人民法院（2006）行監字 118-1 号行政判決書を参照

重慶正通薬業有限公司と国家工商行政管理総局商標評審委員会、四川華蜀動物薬業有限公司の間の商標行政紛争事件、北京市第一中級人民法院（2005）一中

行初字第 437 号行政判決書、北京市高級人民法院（2006）高行終字第 93 号行政判決書、最高人民法院（2007）行提字第 2 号行政判決書を参照

東洋テックス株式会社が中華人民共和国国家工商行政管理総局商標評審委員会を訴えた商標行政紛争事件、北京市第一中級人民法院（2010）一中知行初字第 3215 号行政判決書を参照

輝瑞有限公司、輝瑞製薬有限公司が北京健康新概念大薬房有限公司、江蘇聯環薬業股フエン有限公司、広州威口曼薬業有限公司を訴えた不正競争、未登録著名商標権侵害紛争事件、北京市第一中級人民法院（2005）一中民初字第 11354 号判決書、北京市高級人民法院（2007）高民終字第 1685 号判決書、最高人民法院（2009）民申字第 312 裁定書

有限会社アイティープランニングと盛趣信息技术（上海）有限公司の第 3438625 号「灌籃高手（スラムダンク）」商標争議事件、商評字（2008）第 05727 号商標争議裁定書

路華会社が中華人民共和国工商行政管理総局商標評審委員会を訴えた商標行政争議紛争事件、北京市第一中級人民法院（2011）一中知行初字第 1043 号行政判決書、北京市高級人民法院（2011）高行終字第 1151 号行政判決書を参照
米ナイキ社と浙江省畜産進出口公司、浙江省嘉興市銀興制衣工場、スペイン CIDESPORT 社間の商標権侵害紛争事件、広東省深圳市中級人民法院（2001）深中法知産初字第 55 号民事判決書を参照

日本たばこ産業株式会社が中華人民共和国工商行政管理総局商標評審委員会を訴えた商標行政紛争事件、北京市第一中級人民法院（2010）一中知行初字第 2778 号商標行政判決書を参照

盛能投資有限公司が国家工商行政管理総局商標評審委員会を訴えた商標行政紛争事件、北京市第一中級人民法院（2006）一中行初字第 191 号行政判決書、北京市高級人民法院（2007）高行終字第 16 号行政判決書を参照

索尼愛立信移動通信產品（中国）有限公司が国家工商行政管理総局商標評審委員会を訴えた商標確認紛争事件、北京市第一中級人民法院（2008）一中行初字第 196 号行政判決書、北京市高級人民法院（2008）高行終字第 717 号行政判決書を参照

専門家ヒヤリングメモ

馮曉青教授インタビュー要旨

日付：2013年3月4日

参加者：

馮曉青教授：中国政法大学民商經濟法学院 教授、博士生指導教官 無形資産管理研究センター 主任

馮超：北京万慧達知識産権代理有限公司高級顧問、開業弁護士、北京君策知識産権発展中心顧問

商標（特に国内外の周知商標）の冒認出願問題の現状及び社会的背景

馮超：本日は中国における商標冒認出願問題に対するお考えと解決のためのご提案をお聞きしたいと思います。

教授は中国の商標冒認出願問題、とくに外国の周知商標の冒認出願問題について、どのようにお考えですか。また社会的背景の面から、どのようにこの問題を捉えられていますか。

馮曉青：個人的な商標冒認出願に対する理解としては、冒認出願には狭義と広義の二種類あると思います。広義の冒認出願は商標標識の冒認出願のほか、著作権などの先行権利の冒認出願も含みます。商標の冒認出願は、法律問題でもあり、また社会問題でもあり、昨今の商標冒認出願傾向の深刻化にはいくつかの原因があると考えています。

第一に、商標制度の推進にともない、商標、とくに周知商標は企業のコアコンピタンスや優位性の向上にとってますます重要なものとなっていることが挙げられます。商標には業務上の信用が化体されて、最終的に商標権者に利益をもたらしますので、これが一部の人々が冒認出願に走る動機となっています。一定の業務上の信用を有する商標がまだ登録出願されていない場合、先を急いでこれを登録して、他人の名声を横取りし、不正な競争手段によって一定の優位性を得て、最終的に私利を得るという目的を達する者が現れるかもしれませ

ん。

第二には法律そのものの欠陥、商標権確定制度自身の問題が原因としてあげられます。この原因により知名度の高い商標が他人からの冒認出願に遭います。我が国の法律は登録主義をとっており、登録商標はその取消前であればすべて保護を受けますので、これは一定程度不正行為を助長しています。立法者はこの問題を意識して、「商標法」の改正を何度も行いましたが、現在に至るまで根本的な解決はできていません。現在「商標法」はさらなる改正の最中です。

そして第三の原因は、冒認出願者自身です。一部の冒認出願者は法律意識が希薄で、自分が他人の商標を冒認出願していることを意識していないかもしれません。しかし多くの冒認出願者は、商業上の利益に駆られて、国内外の周知商標を含む他人の商標の冒認出願を行なっています。

商標冒認出願及び「信義則」

馮超：この度の商標法改正草案では特別に「信義誠実の原則」についての規定が新たに加われました。「信義誠実の原則」が今後の法律適用においてどのような役割を果たすとお考えでしょうか。

馮曉青：冒認出願とは不正行為につき、主観的悪意をもって、「民法通則」等の法律に違反し、他人の商標標識等を商標として登録しようとすることです。個人的には「信義誠実の原則」と商標の出願及び保護は密接な関係にあり、「信義誠実の原則」は重要な役割を果たすだろうと考えています。例えば、「信義誠実の原則」は商標出願過程において冒認出願行為に対する一定の抑止効果を有します。登録を出願する際に虚偽の証拠を提出することは信義誠実の原則に違反し、商標局を騙す行為です。傍名牌（有名ブランドへのただ乗り）、模倣行為等の行為はいずれも信義誠実の原則に違反します。また、権利者が自らの商標権を保護する場合にも、信義誠実の原則の制約を受けて、商標権の濫用や、独占ができなくなるようにする必要があります。

「信義誠実の原則」と不正行為の制止は密接な関係にあり、「信義誠実の原則」は一定程度、不正行為を制止することができると言っていいでしょう。商

標の保護の本質は、ようするに業務上の信用の保護です。商標権侵害行為は不正な手段によって他人の業務上の信用を占有し、公衆に混同を生じさせるという点では不正競争行為と本質的には同じ問題に属しています。したがって、個人的には「信義誠実の原則」の導入に大賛成ですし、その効果はかなり大きいのではないかと思います。

自然人による冒認出願の問題

馮超：自然人による冒認出願について、どのようにお考えでしょうか。

馮曉青：このような問題は、2001年「商標法」改正以降、商標の出願主体が拡大され、自然人が商標登録を出願できるようになってから、現れてきました。一部の出願人は商業活動に従事する能力が備えておらず、またそれを目的としていません。このような人々にとって商標登録の目的は商標の売買等の活動によって私利を得ることのみです。このようなやり方は商標法の立法趣旨を歪め、商標の立法目的に背くものです。今回の商標法改正では自然人による登録出願の制度が残されました。

事実、私は「中国法学会」からの委託を受けて、商標法改正意見募集稿を提出しましたが、その中で自然人による登録の制度について言及しました。個人的には、自然人による登録の制度は残す必要がありますが、制限を加えることで立法趣旨に適合させなければならないと考えています。

冒認出願された商標の知名度に関する問題

馮超：インターネットの急速な発達により、ネットワーク及びその他の手段による国際貿易がますます発展しています。このような状況下で、業界では商標の知名度の地域性の要件について論争がありますが、この問題についてはどのようにお考えでしょうか。

馮曉青：私は昨年、蘇州であるセミナーに参加し、この問題について言及しました。商標は地域性を有しますが、商標自身の知名度もまた重要な考慮要素

となります。経験から申し上げますと、国際的な知名度を有する商標について、国内での知名度が低いか、あるいは全く知名度がない場合、冒認出願されると、権利人が異議申立てまたは取消審判請求などを行ったとしても、実際に保護を受けるのは難しいです。しかし、国際的な知名度を有する商標が、国内においても有名な場合、この商標は保護を受けやすくなります。商標の国際的保護は、理論上、商標の知名度の他、冒認出願者の主観的悪意を重要視しています。もし国内での知名度が低い場合、（登録出願に係る商標が）偶然一致したということもありえます。

商標法改正において言及された悪意の冒認出願問題及び異議申立制度の変化

馮超：このたびの「商標法」改正に参加されているとお聞きしました。今回の改正について、私どもは権利確定制度の変更に注目しています。商標局が異議申立ての不成立を認定した場合、出願に係る商標はただちに登録されます。商標は一旦登録されると、冒認出願者は合法的な取引が可能となり、先行権利者に損害を与えることもあります。この点についてどのようにお考えでしょうか。

馮曉青：まさにおっしゃるとおりでして、これは立法者が頭を抱えている問題だと思います。現在の商標権確定手続には異議申立て、審判、一審、二審、再審があり、期間が長く、明らかに出願人にとって不利です。

このたびの改正は、出願によってできるだけ早期に権利取得をする上で有益な変更がなされます。しかし一方、この改正は確実に一定の悪影響ももたらします。手続上の理由により、過去の制度において、権利者は冒認登録された商標を取り返すためにより多くの証拠準備の時間と機会が与えられていましたが、現在は一旦異議申立てが不成立となると、商標は直ちに登録されてしまい、冒認登録された側に不利な影響や結果をもたらします。多くの要素のうち、立法

者が出願人の権利の保護に傾斜するのは明らかです。もうひとつの重要な理由に中国商標局の遅滞業務処理の実情があります。商標審査機関は立法上の手続的変更によってこの問題が軽減されることを望んでいます。

いずれにしても企業、学界を問わず多くの提案をしていただくことで、権利確定制度の継続的に改善していくことが重要なのではないかと思います。

利益均衡の原則

馮超：私どもの知る限り、知財法分野において「利益均衡」の問題を初めて提起されたのは馮先生であるかと存じますが、冒認出願問題ではこの「利益均衡」をどのように利用するのか、という点につきまして何か独自のお考えはありますでしょうか。

馮曉青：法律は各種社会的関係を調整しますが、それは実のところ、各種の利益関係の調整であり、商標法は商標所有者とその競争相手や一般公衆との利益関係を調整します。商標冒認出願が先行権利者、冒認出願者及び一般公衆の利益に関わるとき、どうすれば公正な競争を保障し、同時に消費者の利益を保護できるか、どうすれば利益関係の均衡を実現できるのか、という視点が大事です。ではどのように調整すればいいのかというと、個人的には、立法レベルで、悪意の冒認出願を規制して、先行権利者に特別な保護をあたえるべきと考えています。「商標法」では未登録の著名商標の保護に関する条項があり、これらはいずれも利益均衡の意図が表れであると考えています。国外、あるいは我が国の台湾地域には先行権利者を保障する法律条項が存在し、商標が他人によって登録された場合、先行権利者は商標上に識別性のある標識を付加し、元の範囲内で当該商標を継続使用することができるとされており、これによって先行権利者の合法的権利を保障しています。個人的にはとても合理的だと思います。要するに商標の先使用权をもって登録主義のバランス調整をするということです。

日本企業は中国においてどのように知的財産権保護を強化していくべきか

馮超：日本企業の中国における知的財産権保護及び権利確定について何かアドバイスはございませんか。

馮曉青：国内の研究者として、日本企業（他国も同様です）に対して、いくつかアドバイスがあります。

知的財産権がグローバル化する昨今にあつては、知的財産権の保護は転ばぬ先の杖とでもいうべきものです。権利者は戦略的な視点を持ち、中国市場進出に先駆けて商標権及びその他の関連する権利を登録しておく必要があります。実際に投資をして商業活動をスタートさせてからこの問題を意識するのでは遅いと思います。迅速な行動はある程度冒認出願の予防に繋がると思います。

また、日本企業は積極的に中国内外の事例についての理解を深め、中国の商標登録出願や司法保護等の方面を研究し、大学教授または国内の知財事務所と協力してテーマ研究に取り組み、さらには国内の関係部門との連携を強化して、情報のスムーズな流れを保つようにすれば、これが迅速な権利侵害の制止につながっていくものと思います。

[著者]

北京万慧達知的財産権代理有限公司
シニアパートナー 黄暉
中国弁護士 馮超

[発行]

ジェトロ北京事務所 知識産権部
TEL: +86-10-6528-2781
FAX: +86-10-6528-2782

2013年12月発行 禁無断転載